

## 公益社団法人大阪府剣道連盟会費規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、この法人の会員の年会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 次の会員は、当該各号の会費（年額）を納入しなければならない。

(1) 正会員 2,000 円。ただし、大学生相当年齢の会員は 1,500 円。

(2) 準会員 イ、高校生相当年齢の会員は 1,000 円

ロ、中学生以下は無料

2 本連盟の事業目的に賛同し、活動を支援するため年額 3,000 円以上の寄付をした者を賛助会員とする。

3 賛助会員は、本連盟に対し、何らの権利も義務も負わないものとする。

4 正会員および準会員の会費は、正会員および準会員の所属する登録団体を通じて納入しなければならない。

5 一旦、退会した者が再入会する場合には、次に算式により計算した額を再入会金として納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由により退会した者が、再入会する場合にあっては、所属団体を通じて、その事由を明らかにした書面を提出することにより再入会金を納めることなく再入会することができる。

(1) 未納年数×会費 (2,000 円) +手数料 (3,000 円)

(会費の納期)

第3条 正会員及び準会員は、毎事業年度 6 月末日までに会費年額の全額を納入しなければならない。

(委 任)

第4条 この規則の施行についての必要な細則は、理事会の審議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月15日から施行する。